

国立特別支援教育総合研究所の今夏の 電力使用抑制及び省エネルギー対策について

平成26年6月13日
理事長決定

「電力需要に関する検討会合」において決定された「2014年度夏季の電力需給対策について」（平成26年5月16日）及び「省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議」において決定された「夏季の省エネルギー対策について」（平成26年5月16日）を踏まえ、本研究所においては以下の基本的な考え方にに基づき、今夏における電力使用抑制及び省エネルギーのための様々な取組を実施することとする。

○基本的な考え方

東京電力管内の事業所においては、「数値目標を設けない節電」を要請されているが、これは昨年度までの節電が定着していることを見込まれることを前提としている。したがって、本研究所においては以下のとおり昨年度と同様の取組を行うこととする。

1. 平成26年7月1日（火）～9月30日（火）の平日（8月13日～15日を除く。）の9時から20時において、「平成22年度ピーク値（286kW）から15%抑制した節電」に取り組むこと。
2. 電力使用の抑制にあたっては、業務・研究への影響を最小限に留めることを前提とするが、可能な限りの節電とピーク時間帯（11時～14時頃）を避けた電力使用へのシフトに努める。
3. 省エネルギー・節電に係る具体的な取組を別紙のとおり実施する。
4. 計画的な休暇取得の促進をする。
5. 研修参加者及び研究所内で営業を行っている事業者等へ省エネルギー及び節電協力の要請を行う。

ア. 照明に係る節電

- ・ 事務室、研究室等の照明間引きを業務等に支障のない範囲で行う。
- ・ 廊下、ホール、トイレ等共通部分を可能な範囲で消灯する。
- ・ 昼休み、不在時は消灯する。

イ. 空調に係る節電

- ・ 冷房中の室温を原則28℃とすることを徹底する。
- ・ 空調のフィルター清掃を行う。
- ・ 空調機冷房時に、可能であれば扇風機を積極的に併用使用する。
- ・ サーバ室の室温を適切な温度に設定する。
- ・ 熱中症の予防や対策を周知する。

ウ. 一般電気機器・OA機器に係る節電

- ・ 不要な電気機器のコンセントを抜く。
- ・ 電気ポット、コーヒーマーカーの使用は極力控える。
- ・ 電気温水器を停止とする。
- ・ パソコンのディスプレイの照度調整等の設定変更を行う。
- ・ パソコンを長時間使用しない場合（昼休み等長時間席を離れる時）電源を切るか、スタンバイモードの時間短縮を行う。

エ. その他

- ・ 夏期は軽装に努める（クールビズの実施）。
- ・ 日射を避けるため可能であればブラインド、カーテン等を利用する。
- ・ 通常はエレベーターを停止し、使用を必要最小限に努める。
- ・ 暖房便座の暖房をオフにする。
- ・ 冷涼グッズを活用する。
- ・ 自動販売機の消灯要請を行う。